

令和6年第6回玉名市農業委員会総会議事録

令和6年6月5日（水）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1 番	下川 安	2 番	高田 優子	3 番	村上 孝夫	4 番	岡田 正治
5 番	坂本 正敏	6 番	土田 健一	7 番	田端 末雄	8 番	本田多美子
9 番	岡村 栄一	10 番	澤村 哲志	11 番	木村 昌治	12 番	西本賢二郎
13 番	中島 浩輔	14 番	徳井 勝美	15 番	境 浩之	16 番	高島 尚
17 番	中山 一久	18 番	田上 靖晃	19 番	丸山 和則		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推 1	水本 信之	推 4	小山 包昭	推 5	安田 謙二	推 6	縄田 伊知郎
推 7	船津 和利	推 8	上田 龍介	推 9	平野 雅久	推10	嶋田 裕一
推11	柴尾 覚	推12	高本 昌揮	推13	宮永 義一	推15	大家 泉
推16	園田 勝義	推17	永田 眞一	推18	後藤 雄一	推19	坂門 聡一

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推 2 梅田 政次郎 推 3 田中 正通 推14 東 直幸

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 二階堂正一郎 次長 西山 美和 主任 大原 三和 主任 村上 寛子

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

- 第 27 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 28 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について（5条許可後）
- 第 29 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第 30 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 31 号 農用地利用集積計画の決定について
- 第 32 号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について

報 告

- 第 16 号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第 17 号 農地の形状変更届について
- 第 18 号 許可申請の取下げについて

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は農業委員総数19名のうち19名全員の御出席でございます。また、最適化推進委員総数19名のうち、梅田委員のほうから欠席の届けがあっており、18名の御出席ということでございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和6年第6回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） 皆様、こんにちは。本日総会ということでお集まりいただきましてありがとうございます。皆様方、お疲れさまです。

例年ですともう梅雨に入っているかと思いますが、今年はちょっと梅雨入りが遅いようで、来週あたりが雨なので梅雨時かなあと思います。そういう中で、本当に世界的に気象の変動がひどくて、梅雨に入ると本当にどこか豪雨災害というのが毎年あっております。そういうのが今年なければなあというようなことを思っています。

それから、農作業では田植えの準備ということで、皆さん大変忙しいと思いますが、同時にまた気温のほうもこれからまた上がってきますので、本当に熱中症あたりには気をつけていただき、体調に気をつけて作業をしていただきたいと思います。

先月の総会のときにもお願いしましたが、農地最適化推進委員の募集が今あっています。来月の2日までかな、そのようになっていますので、委員の応募をですね、皆さん、御出席の皆さん、それから、なければ地域のほうでまた協議とか話し合いをしていただいて、推進委員さんの推薦というか、そのへんのところをよろしく御協力をお願いしたいとお願いしまして、早速ですけれども議案のほうに入らせていただきたいと思います。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは、本日は議第27号から32号までの127件の議案の審議がございます。それから報告16号から18号までの25件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名員は、委員番号4番の岡田正治委員、それと5番の坂本正敏委員にお願いいたします。

なお、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願いいたします。

それから、採決につきましては、議決権のある農業委員のみで挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでははじめに、議第27号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は9件です。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案の1ページをお願いいたします。

議第27号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和6年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、滑石の申請人で滑石の田632㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

2番、上小田と川部田の申請人で、上小田の田677㎡外5筆、計4,478㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

3番、埼玉県川越市と岱明町の申請人で、岱明町の田1,377㎡を借入地取得のため売買するものです。

4番、岱明町の申請人で、岱明町の田1,879㎡外2筆、計5,710㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

5番、岱明町の申請人で、岱明町の田1,035㎡を借入地取得のため売買するものです。

6番、岱明町の申請人で、岱明町の田884㎡を労力不足と相手方の要望のため賃貸借契約を結ぶものです。

7番、岱明町の申請人で、岱明町の畑1,009㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

3ページをお願いします。

8番、天水町の申請人で、天水町の畑211㎡を農業者年金受給のため使用貸借を結ぶものです。

9番、天水町の申請人で、天水町の畑633㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

以上9件、合計15,969㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しています。

また、5月30日、5月31日に地元委員同道の上、現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をよろしくお願いいたします。

また連続して説明をされる場合は続けてよろしくお願いいたします。

それでは1番からよろしくお願いいたします。

○4番（岡田正治君） 4番農業委員、岡田です。

場所はですね、滑石小学校の北東4、50mあたりに位置しています。面積は632㎡、相手方の要望と譲渡人の労力不足です。農機具等も持っておられますので、別に何ら問題ないかと思います。

審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番をお願いします。

○推7番（船津和利君） 2番の案件について説明いたします。推進委員番号7番、船津です。

この案件につきましては、譲渡人が早く手放したいという話を事務局のほうからも話がありまして、誰か買い手がいないだろうかという話を事務局のほうから何回かされておりましたが、やっと契約ができた状況です。譲渡人は先ほど言いましたように労力不足と、譲受人は相手方の要望ということで、現地確認して何ら問題ないと確認しました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○11番（木村昌治君） 農業委員11番、木村です。3番の案件について説明します。

申請地は福祉施設より北へ300mぐらい行ったところの田1,377㎡になります。借入地取得による売買となります。以前より小作として水稻、麦の作付けをされており、現地調査の結果、問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○12番（西本賢二郎君） 農業委員12番、西本です。4番の案件について説明いたします。

申請地、農地は岱明町浜田の3筆です。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張のため、譲渡人から譲り受け売買するものです。譲受人は大農機具も所有されており、現地確認した結果、許可相当と認めます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。5番の案件について説明します。

場所は小浜入り口、飲食店の100m北側です。譲渡人は労力不足です。譲受人はこの場所の田1,035㎡を耕作していました。このたび経営拡張のために購入し、米を栽培するということです。譲受人は認定農業者で、農作業機械は全てそろっています。

問題ないと思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島です。6番の案件について説明いたします。

場所は睦合小学校より東北方向に500mほど行ったところです。貸人は会社に勤めながらの農作業で労力不足、借人は遠方ではありますけど、近所に別の耕作されておられるということで、まずは2年間耕作してみようということです。

現地調査しましたが問題ないと思いました。審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○推12番（高本昌揮君） 推進委員番号12番、高本です。7番の案件について御説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は規模拡大のための売買です。もともとここはこの譲受人が耕作されていたところで、南側がみかんのハウスで、北側が息子さんの自宅兼農業用倉庫というところで売買されました。

何ら問題はないということで、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番、9番は同じ委員ですので続けてよろしくをお願いいたします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。8番の案件について説明します。

申請農地は、使用貸人である両親が、使用借人である子に農業者年金受給のために親子間の使用貸借を設定するものです。

続いて9番の案件について説明します。

申請農地は、労力不足の譲渡人から規模拡大する譲受人へ売買希望の農地です。

以上2件について、何ら問題はないと思いますので、御審議のほどよろしく願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条申請につきまして、委員の説明が終わりましたがけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第27号農地法第3条の規定による許可申請9件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしく願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第27号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第28号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。件数は2件です。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 4ページになります。

議第28号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第2項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和6年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が山田の畑574㎡外2筆、計1,364.63㎡で、当初目的の建売住宅から特定建築条件付売買予定地に備考欄の理由により計画変更するものです。

2番、申請物件が岱明町の畑597㎡で、当初目的の建売住宅から建売住宅及び宅地分譲に備考欄の理由により計画変更するものです。

以上2件、1,961.63㎡を御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をよろしく願いいたします。

では1番をよろしく願いします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

申請地は蛇ヶ谷公園そばにあります。転用面積は1,364.63㎡です。これは令和4年3月7日に許可があったもので、当初計画者が建売住宅を建てる予定だったが、買い主からの要望で注文住宅に変更するためです。転用目的が建売住宅から特定建築条件付売買予定地4区画に変わったことです。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして2番をお願いいたします。

○推12番（高本昌揮君） 推進委員番号12番、高本です。2番の案件について御説明いたします。

場所は岱明支所より北へ100mほど行ったところで、これは令和5年10月5日にこの委員会で承認を受けましたが、計画は597㎡を宅地分譲する予定でしたが、ふたつに分けて宅地分譲をしたいそうです。1つの宅地は完了しています。もう一つのほうが、買い主は決まっていますが、資金調達がまだできていないということで、資金調達でき次第、家を建てる業者さんも自分たちで決めて建てるそうです。

そこで給排水、用排水についてもまだ業者さんが決まっていないので、決まり次第こちらに報告するとの連絡を受けているので、そこからのまた話にはなりますが、現地調査の結果、何ら問題はないと思いますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

事業計画変更承認申請について、今、担当委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。2番の案件ですね、いろいろまだ決まっていないのにここでこの場で許可を与えるのはどうかなと思いますけど、事務局から説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） はい、事務局長の二階堂です。今、決まっていないということをおっしゃっていましたが、あくまでも宅地分譲、土地だけの売買ということでの計画変更で出ておりますので、問題はないということです。

○5番（坂本正敏君） 上は別たい、わかりました。

○議長（下川 安君） よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） ほかになければ採決に移らせていただきます。

議第28号5条許可後の事業計画変更承認申請2件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第28号につきましては、承認することに決定いたしました。

続きまして、議第29号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題いたします。件数は2件です。なお、受付番号の1番、2番につきましては始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは事務局からよろしくお願いいたします。

○事務局長(二階堂正一郎君) 5ページをお願いいたします。

議第29号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和6年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が大浜町の田、現況宅地118㎡で転用目的は宅地拡張になります。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地の原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

2番、申請物件が天水町の畑、現況宅地695㎡外1筆、計857㎡で、転用目的は駐車場及び資材置場です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地の原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

以上2件、975㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、5月30日、31日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(下川 安君) はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番につきまして始末書の読み上げをよろしくお願いいたします。

○事務局次長(西山美和君) — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長(下川 安君) はい、ただいま受付番号1番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願いいたします。

○5番(坂本正敏君) 農業委員5番、坂本です。1番の案件について御説明します。

ただいま始末書が読み上げられたとおり、昭和49年ごろで50年前ぐらいの話であるので、既に家が建って、転用目的は宅地拡張になっておりますが、もう建っておりますので、現地調査した結果ですね、許可せざるを得ないと判断しました。

御審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番も始末書が出ていますので、2番の始末書の読み上げをよろしく申し上げます。

○事務局次長（西山美和君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、受付番号2番の始末書が読み上げられましたので、担当委員の説明をよろしくお願いいたします。

○17番（中山一久君） 農業委員17番、中山です。2番の案件について御説明します。

ただいま始末書の言ったとおりでございますので、この前、現地調査した結果、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

4条申請につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんのほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第29号農地法第4条の規定による許可申請2件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第29号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第30号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は11件です。なお、受付番号3番と4番と7番と8番と10番につきましては始末書が出ております。それから5番、6番、11番につきましては顛末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局の担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 6ページになります。

議第30号農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。
令和6年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が山田の畑770㎡で、転用目的は建売住宅です。農地区分は、

農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が山田の畑250㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が横田の田、現況宅地558㎡外1筆、計666㎡で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。報告第16号20番と関連しております。

7ページをお願いいたします。

4番、申請物件が横田の畑、現況宅地20㎡外1筆、計133㎡で、転用目的は資材置場です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

5番、申請物件が宮原の畑、現況雑種地855㎡で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が岱明町の畑、現況田564㎡で、転用目的は農業用施設用地です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

7番、申請物件が岱明町の畑、現況宅地577㎡外2筆、計1,846㎡で、転用目的は駐車場及び土木資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が岱明町の田921㎡で、転用目的は廃土置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が天水町の田274㎡外1筆、計499㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2

種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が天水町の畑、現況宅地251㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が天水町の畑338㎡外5筆、計1,706㎡で、転用目的はコンビニエンスストアです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上11件、合計8,461㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、5月30日、5月31日に地元委員同道の上、現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明をよろしくをお願いいたします。

1番と2番は同じ委員さんですので続けてよろしくをお願いいたします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

申請地は山田公民館のすぐ隣にあります。転用面積は770㎡です。建売住宅2棟です。給水方法、上水道がありますのでこれを利用します。雨水の処理方法は、敷地内に雨水枡を設け道路側の側溝に流します。生活雑排水、汚水の処理は市の下水道に接続します。隣接土地境はブロックなどを設置して、隣接地や道路へ土砂が流出がないようにします。被害防除は、周辺農地等に被害が生じた場合、生じる恐れがある場合は、申請者が責任をもって解決するそうです。

以上、現地調査の結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願います。

続きまして2番の案件について説明します。

申請地は糠峯団地から300mほど行ったところにあります。転用面積は250㎡です。木造平屋建ての個人住宅を建てるそうです。上水道と汚水、生活雑排水は、上水道と下水道を利用するそうです。万が一被害が生じた場合は、申請者が責任を取るそうです。

以上、現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、3番については始末書が出ていますので、事務局の担当者が読み上

げます。

○事務局次長（西山美和君） — 3 番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、受付番号 3 番の始末書が読み上げられましたので、担当委員の説明をよろしくお願いいたします。

○推 5 番（安田謙二君） 推進委員番号 5 番、安田です。3 番の案件について説明いたします。

この案件は現在、玉名市横田にて親子三代、家族 4 世帯 9 名で同居しているが、家族が増えたことで手狭になり、また貸借している農業用倉庫の立ち退きを迫られたこともあり、農家住宅及び農業用倉庫を計画したものである。それに本業のイチゴハウス箱詰め作業場、実家等の近くでもあり、本土地に当該計画地の選定に至る。転用面積は 6 6 6 m²です。祖父から孫への譲渡になります。住宅の面積ですが、6 4. 2 4 m²、農業用倉庫が 7 1. 0 6 m²です。その他は自家用駐車場、農業用機械駐車場、ハウス資材置場の予定です。給排水計画ですが、給水は隣接する既存上水道より給水、雨水は雨水浸透枳にてオーバーフロー分は南側の既存の用水路へ、生活雑排水は合併浄化槽で南側の用水路へ、汚水も合併浄化槽にて南側の用水路へ放流、被害防除計画ですが、西側及び南側は用水路、東側は公衆用道路、北側は宅地であり、周囲に隣接する農地はない。今回の転用で造成はしないが、工事中被害がないよう注意する。万が一問題が発生した場合は、責任をもって対処する。

現地を確認しましたが、特に問題ないかと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして 4 番についても始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○事務局次長（西山美和君） — 4 番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 受付番号 4 番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明のほうをよろしくお願いいたします。

○推 5 番（安田謙二君） 推進委員番号 5 番、安田です。4 番の案件について説明いたします。

この案件は先ほど説明された農地法第 4 条 2 番の案件と付随しております。事業拡大に伴い、作業効率、安全面の向上を図るために、事業面積用地の拡充が必要不可欠であったため、その土地の一部として転用するものです。転用面積は 1 3 3 m²です。用途は主に資材置場です。給排水計画ですがありません。被害防除計画は、造成等はせず整地程度にとどめるため特に対策は講じませんが、必要に応じて適切に処理します。

現地を確認しましたが、特に問題ないかと思います。以上、審議のほどよろしく
お願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

次に、受付番号５番につきましては顛末書が出ておりますので、顛末書を事務局
担当者が読み上げます。

○事務局次長（西山美和君） — ５番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） 今、受付番号５番の顛末書が読み上げられましたので、担当委
員の説明をお願いいたします。

○推５番（安田謙二君） 推進委員番号５番、安田です。５番の案件ですが、今回の目
的及び必要性は、借受人家族が暮らす農家住宅の建築、そして耕作及び将来の両親
の介護に資することが目的です。また、借受人が婚姻し子どもが生まれたことで、
現在営農を本拠としている実家に３世代７人で暮らしており、手狭に感じるようにな
り、今の生活環境を大きく変えずに営農の利便性を損なうことなく、農機具、資
材等の保管、配置も改善したく、農家住宅及び資材倉庫、簡易ハウス、農機具置場
等に利用したいと思います。

今回は親子間の貸借になります。転用面積は８５５㎡です。建築面積は１１１．
７９㎡で平屋です。資材倉庫が５７．５３㎡です。その他敷地進入路、自家用駐車
場、機械置場、資材ハウス等に利用する予定です。給排水計画ですが、給水は東側
の玉名市市道から上水道を取水し、申請地に引き込みます。排水、雨水、雑排水は
集水枳を新設します。汚水は合併浄化槽にて側溝へ流します。被害防除計画ですが、
土地をならす程度の整地作業ですが、周辺地への被害が出ないように対応予定です。
なお、被害が発生した場合は、申請人が責任をもって対応します。

５月３０日に現地を確認しました。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、受付番号６番についても顛末書が出ていますので、事務局担当者が
読み上げます。

○事務局次長（西山美和君） — ６番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、ただいま受付番号６番の顛末書が読み上げられましたの
で、担当委員の説明をよろしくをお願いいたします。

○１３番（中島浩輔君） 農業委員１３番、中島です。６番の案件について説明いたし
ます。

今、顛末書を朗読していただきましたとおりでございます。場所は高道と鍋との
境で、昔、小高い堤防のところを道に造ってありますその際です。海岸より５００
ｍほど北のほうに行ったところです。譲渡人の家及び倉庫、畑５６４㎡を１筆とし

て譲り受けられております。これは3条の4番5, 709㎡と関係しますが、そのほか別に耕作されておられます。譲受人の方は、旦那さんと米、麦を主体にこの地区においても面積を増やしながら農業経営をされておりますので、遠方から来られるということもあり、機械等の搬入に時間がかかるため、家は取り壊して倉庫はそのまま使用するという事です。畑については、農業用機械や農機具駐車場に利用するそうです。

現地調査しましたが、問題ないものと思いました。審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番、8番についても始末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○事務局次長（西山美和君） — 7番、8番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 今、受付番号7番、8番の始末書が読み上げられましたので、7番から担当委員の説明をよろしく願いいたします。

それでは7番をお願いいたします。

○14番（徳井勝美君） はい、7番の案件について説明いたします。14番農業委員、徳井です。

転用の目的は、従業員用駐車場、営業用駐車場、事業資材置場です。

事業計画といたしまして、土地の選定事由として、自社の道路対向地及び自宅の隣接地であり、面積を含めて妥当な立地であるということです。事業の目的及び必要性、会社従業員13人、常時アルバイト5人、事業拡大に伴い事業用地が不足しており、土置場、従業員駐車場及び土木資材置場が不足しているためということです。

計画概要、転用面積1,846㎡、従業員用駐車場7台、工事用車両、大型ダンプ5台、中型トラック3台、パワーショベル3台、ミニショベル4台、土木資材置場、給排水計画はありません。雨水については、生活雑排水はありません。汚水もありません。被害防除計画、造成中、万一被害が発生した場合は、当社の説明において復旧いたします。近隣農地への被害防除策、日照・通風、影響はありません。

現地調査の結果、許可相当と思います。どうぞよろしくお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番をお願いいたします。

○推13番（宮永義一君） 推進委員13番、宮永です。

先ほど読まれたように始末書が出ていますが、これは7番の案件と関係しますが、その土地はですね、面積が921㎡を廃土置場を設けるそうです。廃土が

流出しないように、コンクリートブロックを周りに設けるそうです。万が一被害が発生した場合は、当社の責任において復旧するそうです。

御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして9番をお願いいたします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。9番の案件について説明します。

申請地は玉名市天水支所から北に600m、旧バス路線に沿い住宅が建ち並び、申請人の父が経営する会社にも隣接する場所です。

申請人は、父の住宅に両親、姉・弟と同居しておりますが、昨年第3子が生まれ、弟の結婚も近く、同居するとのことで、住宅の建築を早急に進める必要となりました。当申請地は現在の住宅地及び会社の隣接地で、父親の所有でもあり、当該地を利用すれば子育て環境も整っており、仕事面、生活面において最も利便性が高いため、ここに個人住宅の建設を計画しているところです。

申請地の周辺は、北東側は排水路、北西側は父の住宅、東南側は個人住宅、南西側は会社の駐車場です。転用面積は499㎡で、建物面積257.3㎡の平屋建て住宅を建設するものです。造成は地盤改良が必要で、隣接との境界には既にブロックフェンスがあります。給排水の計画については、給水は既存の井戸水を使用、雨水は自然浸透及び集水桝を設置し、北東側水路に排水、生活雑排水、汚水については、合併浄化槽を設置し、両方とも北東側水路に排水するということです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するということです。

以上、現地確認した結果、問題はないと思いますので、審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号10番については始末書が出ていますので、事務局の担当者が読み上げます。よろしくお願いいたします。

○事務局次長（西山美和君） — 10番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、受付番号10番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願いいたします。

○19番（丸山和則君） 農業委員19番、丸山です。

内容は始末書のとおりであります。また、この譲渡人、譲受人は、前回総会の譲渡として許可を得ており、その畑のすぐ隣に隣接する土地です。面積は251㎡、ここに当時より車庫、作業小屋として利用し、現在に至っているということです。ここにこのたびにおいて土地の譲渡並びに転用許可のお願いです。よろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号 11 番に顛末書が出ていますので、事務局担当者が読み上げます。

○事務局次長（西山美和君） — 11 番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、受付番号 11 番について顛末書が読み上げられましたので、担当委員の説明のほうをよろしくお願いいたします。

○推 18 番（後藤雄一君） 推進委員 18 番、後藤です。11 番の案件について説明します。

申請地はコンビニエンスストアの東、5 m の場所にあります。申請人は現在既存のコンビニエンスストアを営業しているが、申請地に移転することで駐車場の拡張、集客の増加等が見込まれるため、コンビニエンスストア建設のため賃貸借権設定による農地転用です。転用面積は 1,706 m²、宅地 876.86 m²、事業面積は 2,582.86 m² です。既存のコンビニと申請地の間に用水路、畦道がありますが、コンビニ駐車場への出入り口となるため、用水路に橋を架けて申請地に渡れるようにします。この件につきましては、土木課と協議を行い、後日用水路の使用許可申請と畦道の払い下げを行う予定です。既存のコンビニ申請地には高低差がありますので、約 1 m から 1.5 m の盛土を行います。給排水計画については、給水は既存の井戸を使われます、生活雑排水については、浄化槽を設置し、西側の水路に放流します。雨水についても申請地内に集水後、西側水路に放流するということでした。万が一被害が発生した場合は、利用者が責任をもって対処するということです。

現地調査の結果、何ら問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

農地法第 5 条申請につきまして、委員の説明が終わりました。

皆さんのほうから御意見御質問はございませんでしょうか。

はい、坂本委員。

○5 番（坂本正敏君） 農業委員 5 番、坂本です。顛末書と始末書はどういった基準で振り分けてあるんですか、それを教えてください。

○事務局次長（西山美和君） 始末書につきましては、申請人が行った行為に対しての始末書、顛末書についてはですね、申請人の親とか子とか、そういう申請人以外の者がした行為によって顛末書を書いていただいています。

○5 番（坂本正敏君） 顛末書は、ちょっと今、調べたところ、再発防止のために出されているもので、始末書は不祥事やトラブルあたりをした者に対して、反省を促すように調べたんです。そういう基準ていうとは、今言われた事務局からの説明でわ

かるんですけど、明らかに反省を求めるものに対しては、本人以外でなくても始末書を適用するのがいいんじゃないかというか、そのようにあるべきだと思いますけど、どうですか。

○事務局長（二階堂正一郎君） 今の始末書、顛末書の区別なんですけれども、事務局のほうで今、考えているのはですね、あくまでも例えば本人、今、申請人がやっている分に関しては始末書という話をしていましたけれども、転用をする方が最初からわかってという言い方は変ですけど、要するにですね。（「私は顛末書付きの説明をしましたが」と呼ぶ者あり）顛末書というのはですね、うちとしては申請人では不可抗力になった行為に対して、顛末書という形で理由書のような形で付けていただいているというのが今の現状なんですけど、そこで、申請人がやっていないことに対して、本人に反省を促すというのはちょっと不適切かなということで顛末書をお願いします。

○5番（坂本正敏君） はい、わかりました。

○議長（下川 安君） よろしいですか、ほかにございませんか。

はい、村上委員。

○3番（村上孝夫君） 7番の案件で、使用貸人が個人で、借人が会社の代表なんです。

○事務局次長（西山美和君） 事務局西山です。この使用貸人は代表者ではありません。

○3番（村上孝夫君） 貸人は違うわけですか。（「貸人は、はい」と呼ぶ者あり）代表じゃない、社長ではない。関連はあるんですか。ましてや建設業が知りませんでしたはあんまり通らないと思うんですけど。でも知りませんでしたはおかしいでしょうという。

（雑談）

○事務局次長（西山美和君） 役員ではありますね。（「役員ではある」と呼ぶ者あり）以前代表はされていました。

○3番（村上孝夫君） これは注意とかはしないんですか建設業は、どっちかというところ。無断でやっているみたいな感じがこうやって出てくるなら、ほかのところもするんじゃないかと。（「建設業者全体に対して」と呼ぶ者あり）勝手にやって知りませんでしたで通すのかという話になってくるんですけど。

○事務局長（二階堂正一郎君） お願いという形では。

○3番（村上孝夫君） 以上です。

○議長（下川 安君） 村上委員いいですか。

ほかにはありませんでしょうか。はい、土田委員。

○6番（土田健一君） 農業委員6番の土田です。

6番の案件でですね、先ほど関連した27の第3条の4番ですね、これに関連しているということで、この件もちょっと疑問に感じたんですけど、申請物件が5,710㎡で全体でこの金額でちょっとこれはどういう、何か訳りかなあという感じは持っていたんですけども、今回のこの第5条の6番で、遠方から来られるということで、この土地を宅地にされるというそういう話だったけど、何かそのへんとの兼ね合いでこの金額というのが設定されているんですか。全くそれは違うんですか、そのところをちょっと。

○主任（村上寛子君） 事務局、村上です。一応農地はですね、農地としてこの金額で、前からこの譲受人の方が耕作されていたということで、金額については両方で話し合われているので、あくまでこれは農地だけの値段で許可申請を出されている分です。転用の分は特に関係なくて、農地でこの値段ということで許可申請を出されています。

○6番（土田健一君） これはちなみに第何種農地になるんですか。

○主任（村上寛子君） 農地のほうですか、それとも転用農地の分か、農地。一応ここはですね、農振地域にはなっています。

○6番（土田健一君） 農振地域になっている。それまでずっと継続して耕作をされていたから、双方での合意でこの金額になっているということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）あくまでもこの5条の6番とは関係ないということですね。

○主任（村上寛子君） はい、関係ないと言うとあれですけど、あくまでここに載っているのは農地だけの金額がこれだけということです。

○6番（土田健一君） はい、わかりました。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島ですけど、作業の手間暇で機械の搬入とかそういうので大野地区から来られるので、ほかにまたこの買われた部分とまた別に作られている部分がありますので、一応そこで休憩所とか農機具を置いてまた後日する機械なんかを常時そこに置いとくと、あとは家までの乗用車とかそういうのでできるので、倉庫兼駐車場だけを申請で、あと家のほうは解かれるということで、それも経費も解かれる場合は、解くということで経費もかかるので、そのへんは先ほど3条のほうの金額とそれは別なんです。面積の作業場にここに倉庫をそのまま利用しながら、農機具の駐車場と農機具の保管場所をそこに兼ねて、農作業がしやすい条件を、中継地点みたいな形で購入されているということです。

すみません、説明が不十分で。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（下川 安君） ほかにございませんでしょうか。

○8番（本田多美子君） 8番農業委員、本田です。

先ほど村上委員からもありましたように、前も言っていますよね、建設業とか、

果樹の選果場をなさっている方ですよね。そういうのを本当プロの方がされているのに、必ず始末書を今回は、次長に何回も言ってもらって、本当お疲れさまでした。

そういう方々に対して、農業委員はただ許可許可とってそれでおしまいになっている現状で、前回のときも局長先ほどおっしゃったように、建設業界の方々に何かお願いをする、お願いというよりも今こういう事態がいろいろ発生しておりますということ、現状を伝えていただいて、許可なしに農地を転用しないでくださいという、そういう何かお触書じゃないけど、そういうお知らせみたいなのを、建設業界、そういう方々にしていただくわけにはいかないでしょうか。（「向こうも知らっさんけんしよんなかもんな」と呼ぶ者あり）言うたっちゃ知らんだったけんて言いなるけん。

○事務局長（二階堂正一郎君） 違反転用のですね、チラシとかはありますので、そういったものを、農業委員会だよりですかね、ああいったところでは全世帯配っていますよね。そういった形で広報とかで知らしめる形と、あとは先ほどの建設業界さんとかにもそういった形で、ちょっと知らしめる形をとっていきたいとは思っています。

○8番（本田多美子君） お願いします。農業委員会だよりというのは私たちしか見ないし、ほんなこてもったいなかごと見らんですもんね、誰もね。やっぱりその建設業さん宛てとか、そういう感じでちゃんとしていただきたいなと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。
ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移りたいと思います。

議第30号農地法第5条の規定による許可申請11件です。原案どおり許可することに異議のない方の挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第30号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第31号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。件数は102件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 9ページをお願いいたします。

議第31号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和6

年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

10ページから11ページの総括表及び12ページから19ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

19ページをお願いいたします。

今回は、所有権移転が14件25,840㎡、利用権設定が88件311,730.21㎡、合計102件337,570.21㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたが、皆さんから御質問、御意見はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移ります。

議第31号農用地利用集積計画の決定102件です。原案どおり決定することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第31号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、議第32号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 20ページになります。

議第32号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和6年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

21ページの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。今回は配分の賃借権設定が1件の2,478㎡、合計1件2,478㎡の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたが、皆様のほうから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移ります。

議第32号農用地利用集積等促進計画の意見決定1件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第32号につきましては、原案どおり意見決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長(下川 安君) 次に報告に移ります。報告第16号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第17号農地の形状変更届について、報告第18号許可申請の取下げについての25件を事務局より報告をお願いいたします。

○事務局長(二階堂正一郎君) 22ページになります。

報告第16号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和6年6月5日提出。玉名市農業委員会会長 下川 安。

今回、22ページから27ページまでの21件、合計35,480.07㎡の解約通知を受理しております。

続きまして28ページをお願いいたします。

報告第17号農地の形状変更届について、下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和6年6月5日提出。玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、2件675㎡の届出を受理しております。

続きまして29ページをお願いいたします。

報告第18号許可申請後の取下げについて、下記の物件は許可申請後に取下げの届出があったので報告します。令和6年6月5日提出。玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、2件の3条許可申請取下げの届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

一応報告を終わりましたので、これで本日予定の議案審議、報告が終わりましたので、これをもちまして令和6年第6回農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時25分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和6年6月5日

玉名市農業委員会会長

下川 安

農 業 委 員

岡田 正治

農 業 委 員

坂本 正敏